

【 検 査 】

206 有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）
の算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名のみに対するD007「13」有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 乳酸アシドーシス（疑い含む。）
 - (2) 代謝性アシドーシス
- ② 糖尿病のみに対するD007「13」有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）は、解糖系代謝経路（グルコースからエネルギーを産生する代謝経路）の最終産物で、主に骨格筋や赤血球、脳、皮膚、腸管で産生され、肝、腎で代謝される。血中の乳酸は生体の酸化還元状態を示す指標であり、乳酸が異常高値となり血液中pHが酸性に傾いた状態が乳酸アシドーシスであり、代謝性アシドーシスの一つである。

以上のことから、乳酸アシドーシス（疑い含む。）、代謝性アシドーシスに対する有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）の算定は原則として認められ、酸・塩基平衡異常を伴わない糖尿病のみに対する算定は原則として認められないと判断した。